

結核定期健康診断事業費補助金精算額等調書

(単位：円)

	(A) 総事業費	(B) 収入額	(C) 差引額 (A)-(B)	(D) 交付基準による 算定額の金額	(E) 実支出額	(F) (C)(D)(E)の いずれか少ない額	(G) 補助精算額 (F)×2/3
結核定期健康 診断事業費							

注 (G)の算出の際は、円未満は切り捨てること。

結核定期健康診断費内訳

		間接撮影	直接撮影	合計
人 員	大学・専修学校・各種学校 (本年度の入学生に限る。)			
	高等学校・高等専門学校 (本年度の入学生に限る。)			
	施設 (65歳以上の入所者に限る。)			
	計			
実施単価				
実支出額				(I)
交付基準に よる算定額	基準単価	(ア)	(イ)	
	金額			(H)

(注)

- 「実施単価」欄は、胸部レントゲン撮影に係る経費のみ記入すること。
- 基準単価(ア)及び(イ)欄は、市長が別に定める額を記入すること。
- 「交付基準額による算定額」欄の金額は、「基準単価」×「延べ人数」により算定した額を記入すること。
- (H)欄は(D)欄と、(I)欄は(E)欄と一致すること。
- 委託医療機関の発行する請求書又は領収書及び明細書の写しを添付すること。